

都市消防委員会
説明資料 (1)

令和元年 12 月 10 日

住宅都市局

目 次

中京圏の高速道路料金の見直しについて

	頁
1 料金見直しの背景・経緯	1
(1) 背景	1
(2) 経緯	1
2 中京圏の高速道路に関する課題	2
(1) 異なる管理主体・料金体系の混在	2
(2) 異なる管理主体間の連続利用時の割高感	3
(3) 名古屋高速道路の「均一料金」「2つの料金圏」による不公平感・割高感	3
(4) 高速道路ネットワークの有効活用	4
(5) 必要なネットワーク整備の財源確保	5
3 中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（案）のポイント	6
(1) 概要	6
(2) 基本的な考え方	6
(3) 実現に向けた取組	7
ア 料金体系の整理・統一（公平な料金体系）	7
イ 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現（シンプルでシームレスな 料金体系）	8
(ア) 同一発着同一料金	8
(イ) 都心への分散流入	8
ウ 戦略的な料金体系	9
4 スケジュール	10
(参考) 首都圏・近畿圏における高速道路料金の見直しスケジュール	10

中京圏の高速道路料金の見直しについて

1 料金見直しの背景・経緯

(1) 背景

- ・ 国において「高速道路を賢く使うための料金体系」についての議論が開始され、首都圏及び近畿圏では対距離料金へ改定された。
- ・ 名古屋高速道路は、出口料金所が不要で料金収受が簡素となる均一料金としていたが、ETC利用率が9割以上となり利用距離の把握ができ、対距離料金の導入が可能な状況となる。
- ・ 令和2年度の名古屋第二環状自動車道の全線開通により、名古屋圏の高速道路ネットワークが概成し、このネットワークを賢く使う必要がある。
- ・ リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョンの中心都市として、リニア効果を最大化し、交流を促進させる必要がある。

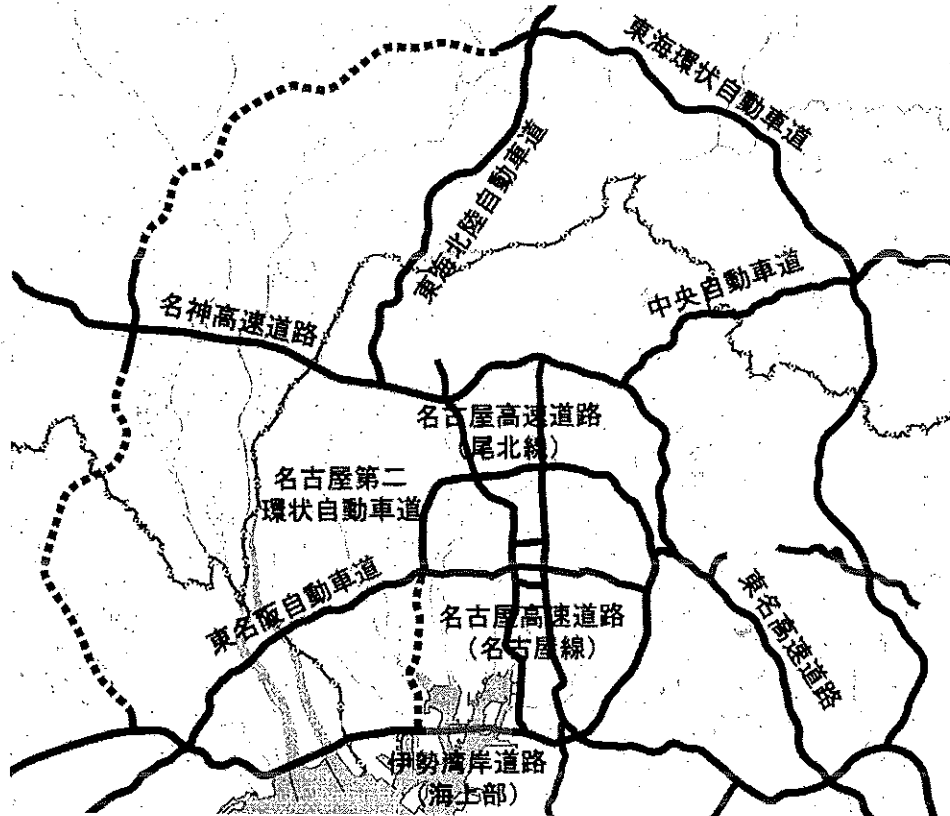
(2) 経緯

時 期	内 容
平成27年 7月	国土幹線道路部会が「高速道路を賢く使うための料金体系」についての中間答申を公表
平成28年 4月	首都圏の料金改定
平成29年 6月	近畿圏の料金改定
平成30年 7月	国土幹線道路部会において中京圏の高速道路料金見直しの議論が開始
平成30年11月	国土幹線道路部会の中で、地元に通じた有識者を加えた中京圏小委員会が設置され、中京圏の高速道路料金見直しの議論が開始
令和 元年 7月 ～8月	中京圏小委員会による自治体等へのヒアリング (名古屋市ヒアリング：8月20日)
令和 元年11月	中京圏小委員会が「中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系基本方針(案)」を公表

2 中京圏の高速道路に関する課題

(1) 異なる管理主体・料金体系の混在

整備の経緯の違い等から、2つの管理主体と6つの料金体系の混在によりネットワークが構成されており、利用者にとって分かりにくく使いづらい。



管理主体	路線	料金体系	
名古屋高速道路公社	名古屋高速道路(名古屋線)	均一制	780円
	名古屋高速道路(尾北線)	均一制	370円
中日本高速道路株式会社	名古屋第二環状自動車道	均一制	510円(30km未満) 620円(30km以上～45km未満) 730円(45km以上)
	東名高速道路 等	対距離制 (普通区間)	150円+24.6円/km
	東海環状自動車道	対距離制 (一般有料)	34円/km
	伊勢湾岸道路(海上部)	対距離制 (海峡部等特別区間)	150円+108.1円/km

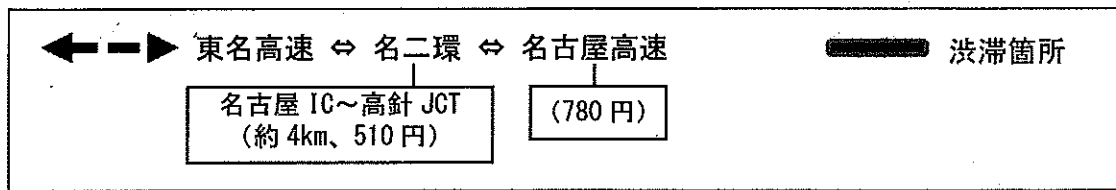
(注) 1 料金は普通車

(注) 2 東名高速道路等、東海環状自動車道及び伊勢湾岸道路(海上部)の料金は消費税を除く。

(2) 異なる管理主体間の連続利用時の割高感

名古屋高速道路及び名古屋第二環状自動車道は短区間利用でも均一料金が徴収され、連続利用時に料金の割高感がある。

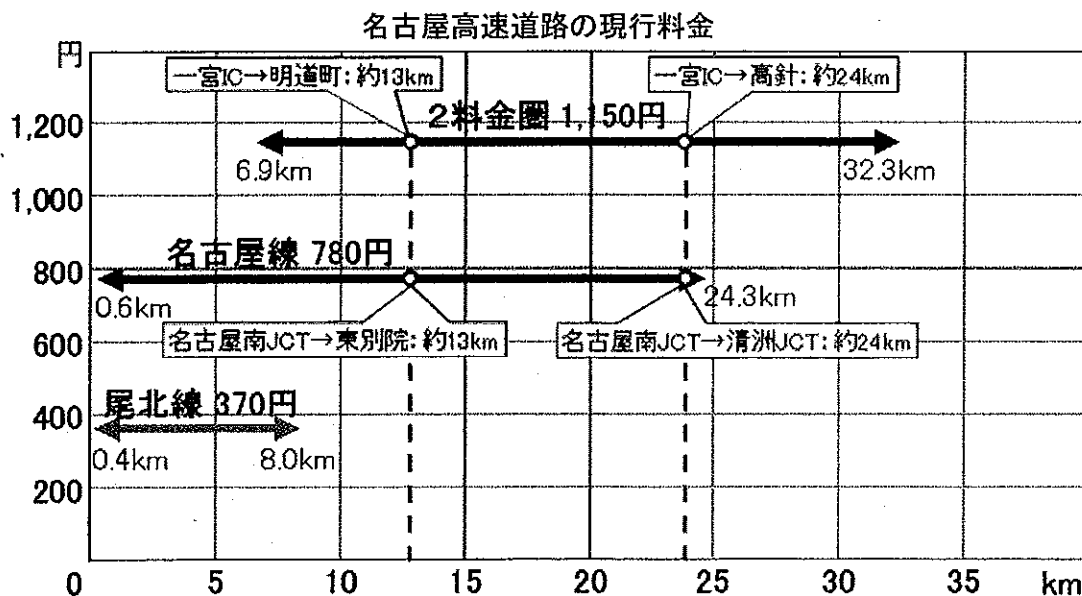
一般道路から高速道路への交通転換が図られず、一般道路の渋滞を助長している。



(3) 名古屋高速道路の「均一料金」「2つの料金圏」による不公平感・割高感

名古屋高速道路は均一料金により、「同じ料金」で「利用距離の差」が生じている。

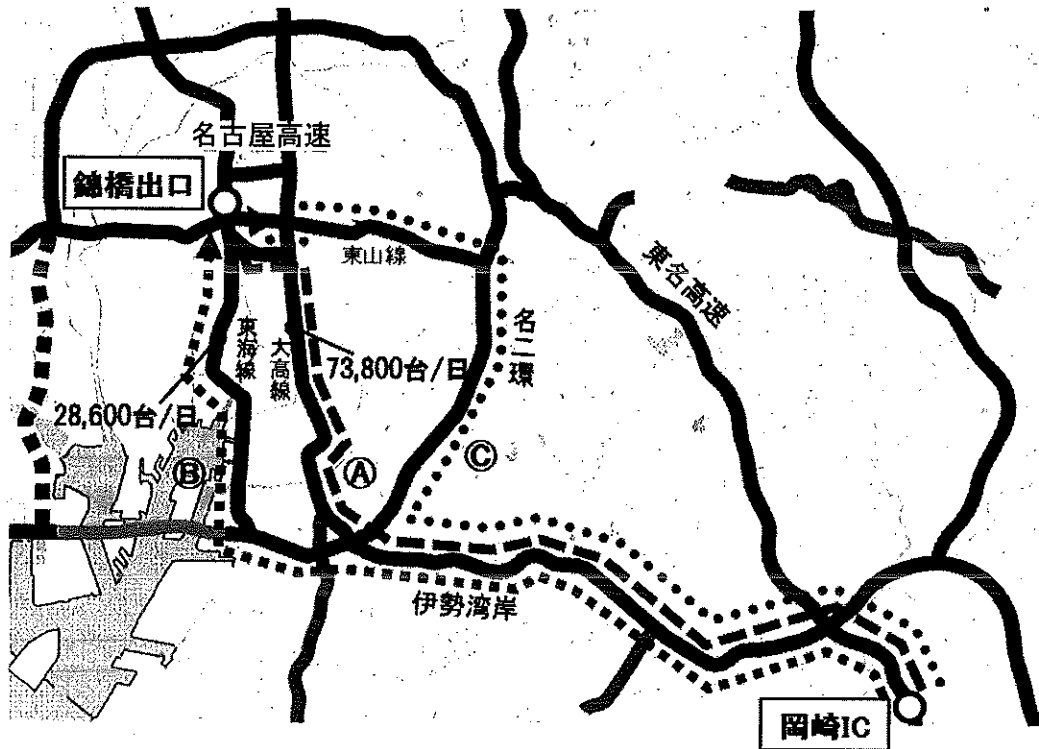
また、名古屋線及び尾北線の2つの料金圏をまたぐことで、「同じ利用距離」で「料金差が370円」生じており、料金の不公平感・割高感がある。



(4) 高速道路ネットワークの有効活用

同一発着地であってもルート選択によって料金が異なるため、料金が安いルートに交通が集中して渋滞が発生するなど、ネットワークが賢く使われていない。

【例】東名高速（岡崎IC）⇒ 名古屋高速（錦橋出口）



	経路	距離	現行料金
①	伊勢湾岸～名古屋高速(大高線)	47.5km	1,790円
②	伊勢湾岸～名古屋高速(東海線)	50.2km	1,930円
③	伊勢湾岸～名二環～名古屋高速(東山線)	57.4km	2,300円

- ・ 料金が安い大高線に交通が集中し、渋滞が発生
- ・ 一方、並行する東海線の利用は少なく、交通容量に余裕がある。

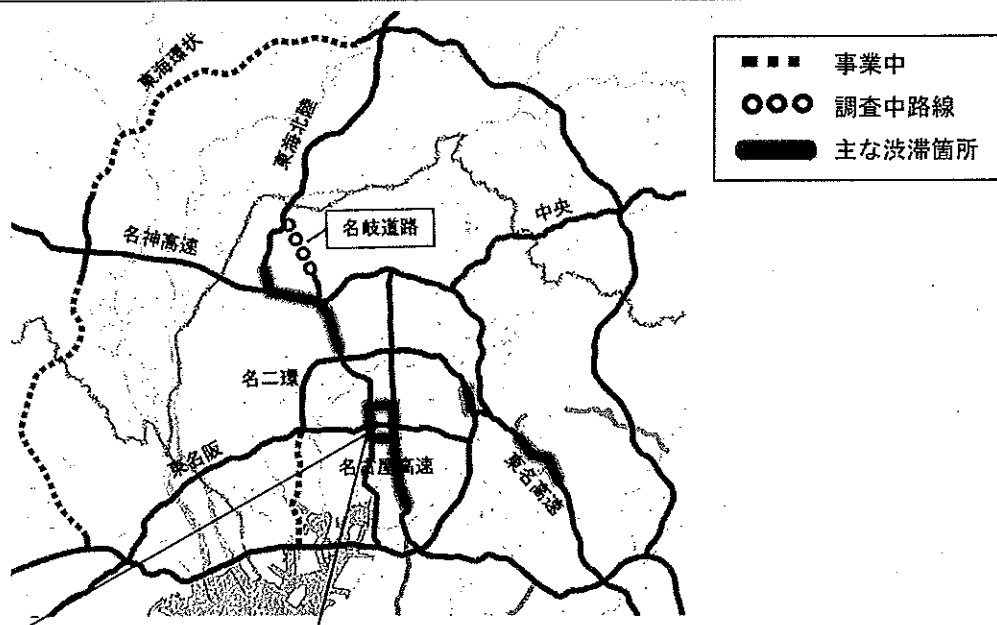
(注) ①②の交通量は、平成30年度の平均

(5) 必要なネットワーク整備の財源確保

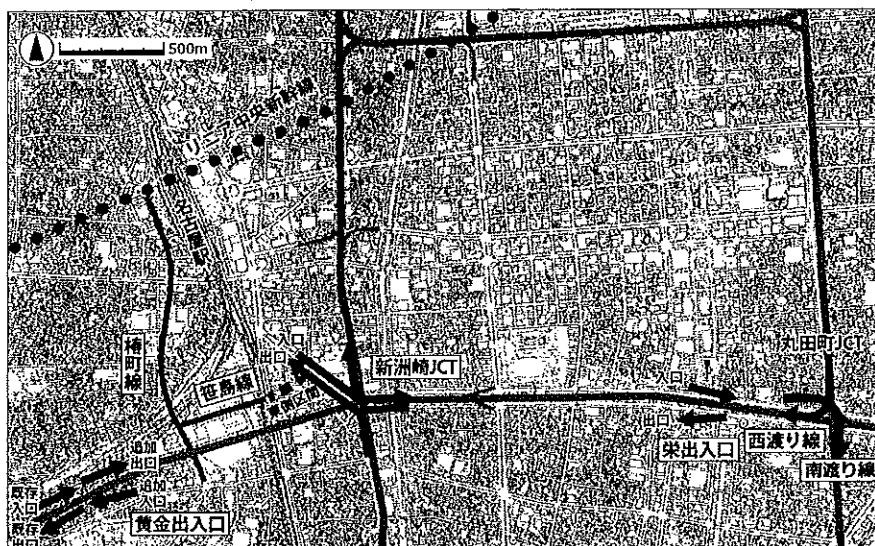
名古屋高速道路の名古屋駅周辺のランプは、栄・伏見地区を向いた出口配置であり、Uターンや迂回を伴う利用となっており、また、都心環状線の合流部などでは渋滞が発生している。

また、名神高速道路の一宮JCT付近など、名古屋市周辺の特定箇所では慢性的な渋滞が発生している。

そのため、名古屋駅とのアクセス性の向上や渋滞改善など、必要なネットワーク整備の財源確保が必要となる。



名古屋駅とのアクセス性の向上



【整備内容】

- ・黄金出入口 ・新洲崎JCT出入口 ・栄出入口 ・西渡り線 ・南渡り線

【取組の状況】

- ・黄金出入口フルIC化及び新洲崎JCT出入口設置については都市計画手続に着手
- ・栄出入口、西渡り線及び、南渡り線については検討、関係者協議を進めており、協議完了後、都市計画手続等を進める

3 中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（案）のポイント

(1) 概要

国土幹線道路部会では、道路をより賢く使うための具体的な取組や、首都圏、近畿圏の料金体系の整理・統一など利用重視の料金への転換に向けた方向性をとりまとめ、平成28年4月に首都圏、平成29年6月に近畿圏において、新たな高速道路料金が導入された。

中京圏においても、首都圏及び近畿圏の議論を踏まえ、ネットワーク整備の進展に合わせて、高速道路を賢く使う観点から、地域固有の課題等を踏まえながら料金体系についてきめ細かな議論を進める必要がある。

このため、地元に通じた有識者を加えた上で、国土幹線道路部会の下に「中京圏小委員会」を設置し、関係団体へのヒアリング等を通じて、同小委員会が、「中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（案）」としてとりまとめたもの。

(2) 基本的な考え方

国土幹線道路部会において、高速道路を賢く使うための合理的な料金体系の理念として、料金の賢い3原則を整理した。

この3原則は、首都圏や近畿圏の新たな高速道路料金の見直しにおいて適用され、中京圏においても、この理念を基本として新しい料金体系を確立する。

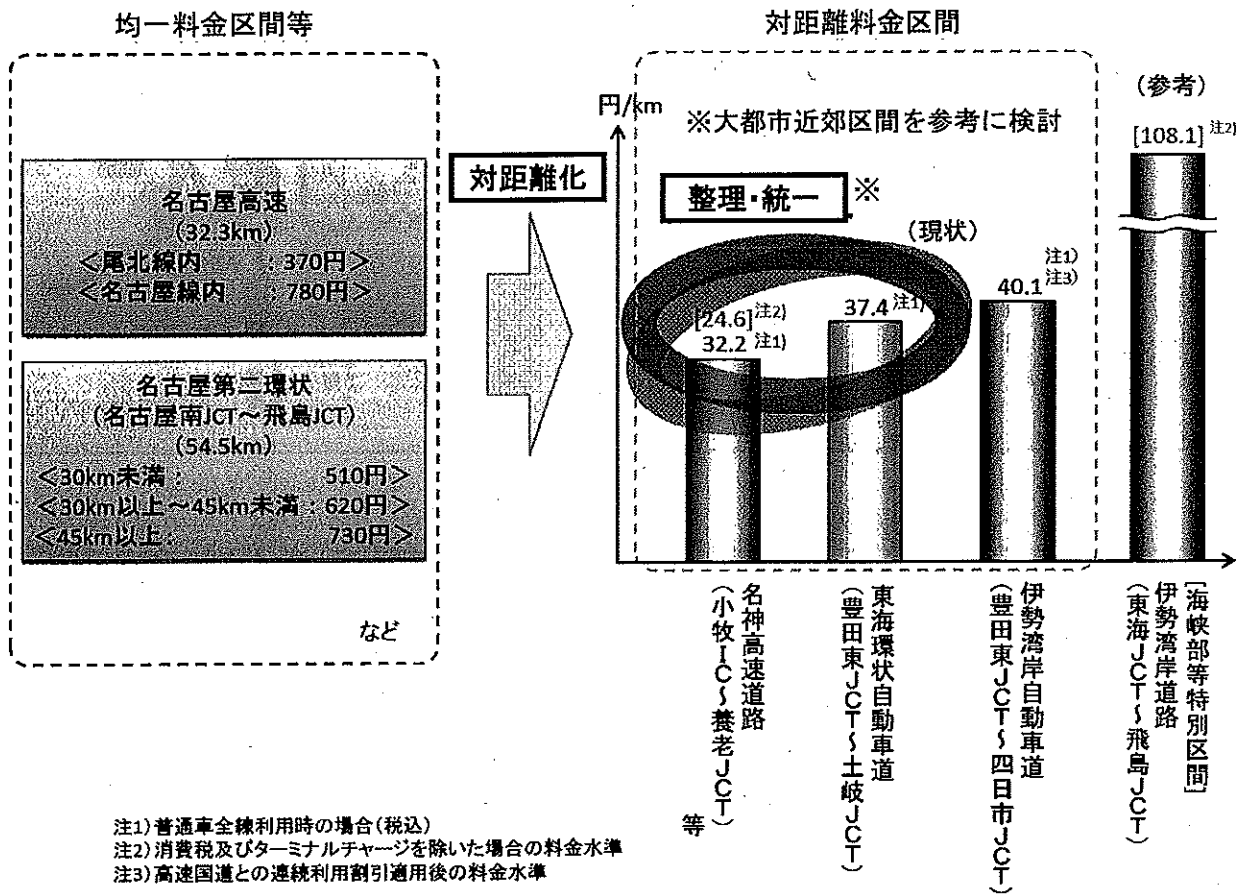
<料金の賢い3原則>

- ・利用度合いに応じた公平な料金体系
- ・管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ・交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

(3) 実現に向けた取組

ア 料金体系の整理・統一（公平な料金体系）

- ・料金水準や車種区分について、対距離制を基本として統一
- ・具体の料金水準については、大都市近郊区間における現行の水準を参考にして、債務の確実な償還やネットワークの充実に必要な財源確保の観点で踏まえ検討
- ・伊勢湾岸道路については、多額の建設費や特別な便益等を考慮すれば、料金水準を高く設定することは妥当。なお、定時性の確保に留意した上で、物流車両に配慮した料金割引について検討
- ・新規整備にかかる追加的な料金負担の軽減の観点から、名古屋高速道路の償還制度の見直し等について検討

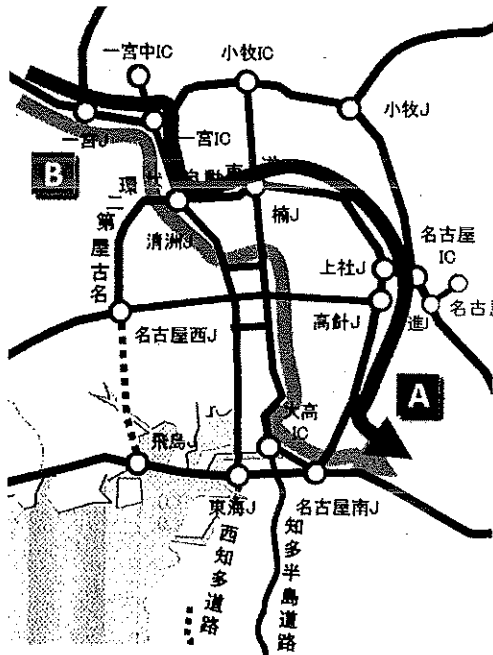


イ 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現（シンプルでシームレスな料金体系）

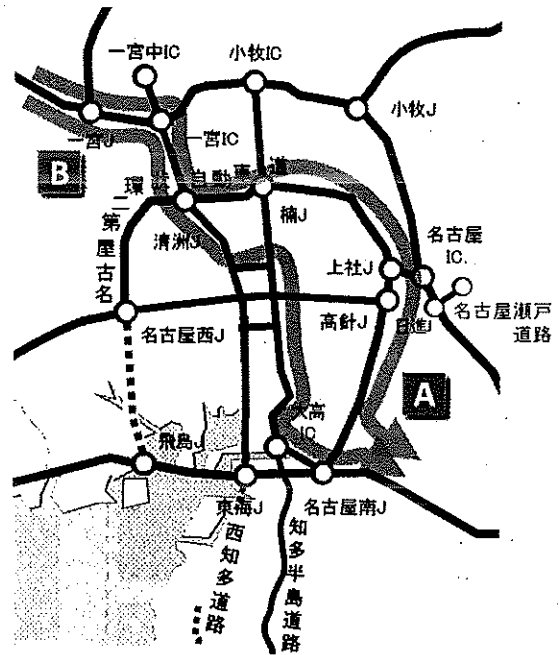
(ア) 同一発着同一料金

- 外側の環状道路の利用が料金の面において不利にならないよう、発着地が同一ならば、経路間の差異によらず料金を同一とする。

[Aルート料金 > Bルート料金]



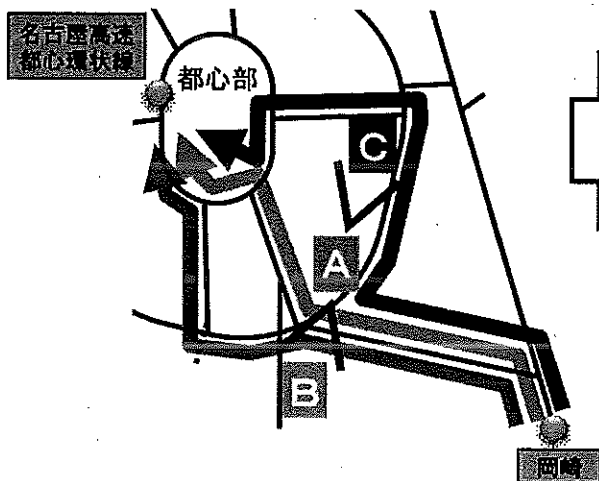
[Aルート料金 = Bルート料金]



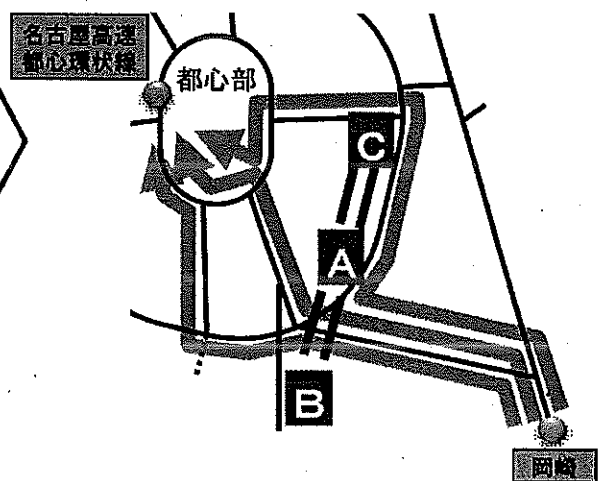
(イ) 都心への分散流入

- 名古屋中心部への分散流入を図るため、経路によらない同一料金を導入する。

[Aルートの料金 < Bルートの料金 < Cルートの料金]



[Aルートの料金 = Bルートの料金 = Cルートの料金]

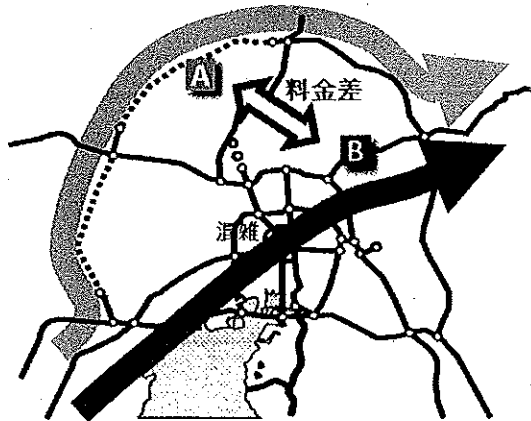


ウ 戦略的な料金体系

- 交通流動の最適化を図るため、将来的には、経路別・時間帯別の混雑状況に応じて変動する機動的な料金を目指す。

将来

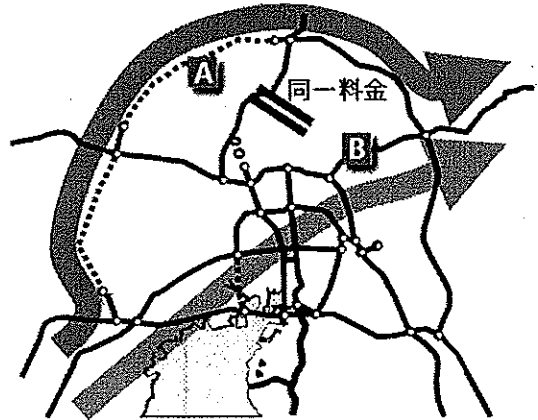
<都心混雑時間帯>



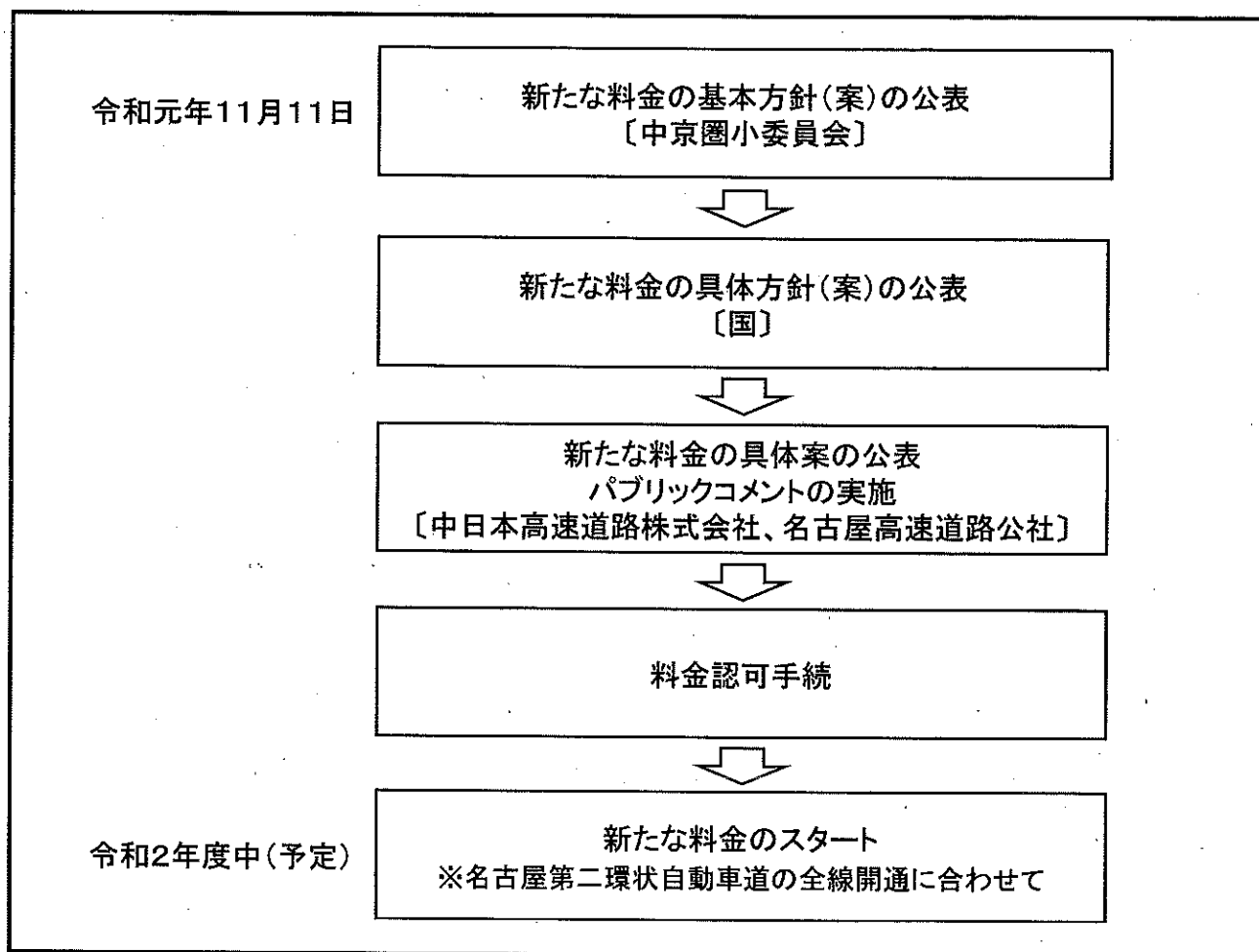
混雑状況に応じて切替



<他の時間帯>



4 スケジュール



(参考) 首都圏・近畿圏における高速道路料金の見直しスケジュール

事 項	首都圏	近畿圏
基本方針(案)公表	平成27年1月15日	平成28年 9月13日
具体方針(案)公表	平成27年9月11日	平成28年12月16日
具体案 公表	平成27年9月18日	平成28年12月26日
パブリックコメント	平成27年9月18日 ～9月30日	平成28年12月26日 ～平成29年1月10日
事業許可	平成28年3月 1日	平成29年 3月31日
料金改定	平成28年4月 1日	平成29年 6月 3日